

1. 被扶養者資格調査(検認)実施についての関係法令・通達等

(1) 健康保険法施行規則第50条

保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

2 事業主は、前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。

3 被保険者は、前項の規定により被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主に提出しなければならない。

(2) 厚生労働省保健局長通知（保発第1029004号）

被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から毎年実施すること。

(3) 厚生労働省保健局保険課長通知（保発第1029005号）

被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること。

※ 被保険者と事業主とで負担している健康保険の保険料は、被扶養者の有無や人数に関係なく、被保険者の給与・賞与の額を基に決定されます。一方で、健康保険組合では保険料負担の無い被扶養者の方にも、被保険者と同様に健康保険の給付を行っています。そのため、被保険者間の公平性を確保する観点から、現在被扶養者として認定されている方が引き続き資格があるかどうかを確認する必要があります。

2. 被扶養者の脱退手続き等について

被扶養者（配偶者、子等）が下記の要件に該当した場合は、速やかに健康保険の脱退手続き

が必要です。該当する被扶養者がいる場合には、「健康保険被扶養者脱退届」（様式6）に該当者の健康保険被保険者証（カード）を添付のうえ、当健康保険組合に提出して下さい。

(1) 被扶養者が就職（パート・アルバイト含む）し、就職先から健康保険被保険者証の交付を受ける場合。（就職先の健康保険組合に「被保険者」として加入することになります。よって、新たに「被保険者」として資格取得した日以降は当健保の「被扶養者」としての保険証を使用することはできません。）

(2) 被扶養者が結婚等で他者に扶養される場合

(3) 被保険者と離婚した場合

(4) 被扶養者が後期高齢者医療保険に加入した場合

(5) 被扶養者が死亡した場合

(6) 被扶養者の収入が厚生労働省通知の基準額を超えた場合。または、今後の収入が基準額を超える見込みの場合。

厚生労働省通知による基準額

A. 60歳未満の被扶養者・・・年額 130 万円 (108,333 円/月、3,611 円/日)

B. 60歳以上または、概ね厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害者・・・・・・・・年額 180 万円 (150,000 円/月、5,000 円/日)

(「収入」には、給与、事業所得、各種年金などのほか、失業給付金や傷病手当金等の休業補償額も含まれます。)

※上記の理由により当健保の被扶養者資格を喪失した日以降に、当健保の被保険者証を使用して医療機関で受診した場合、医療費を当健保へ返納いただくこととなりますのでご注意ください。

※「健康保険被扶養者脱退届」は、各部課店、事業所の庶務担当職位者が保管しております。また、健康保険組合のホームページから用紙をダウンロードすることもできます。

以 上